

国際ロータリー第2820地区

古河ロータリークラブ週報 20



2022-2023 塚田 晴夫年度 クラブテーマ

「**chance to try** ～挑戦するチャンス～」



「七福神」河鍋暁斎

2022-2023年度
国際ロータリー会長
ジェニファー・ジョーンズ



イマジン ロータリー

2022-2023年度
国際ロータリー第2820地区
大野 治夫 ガバナー



地区スローガン
enjoy life ～人生を楽しむ～

- 設 立：1966年(昭和41年)7月7日
RI加盟承認 1966年8月30日(754番)
スポンサークラブ土浦南ロータリークラブ
初代会長 井上 延太郎、幹事 岩崎 清
- 事務所：〒306-0234 古河市上辺見2683 阿久津 理
TEL: (0280) 31-6114 FAX: (0280) 31-6104
e-mail: syaro-ak@mh.point.ne.jp
- 例会場：〒306-0023 古河市本町1-3-9
常陽銀行 古河支店 3階
TEL: (0280) 32-3131 (代表)
〈臨時例会場〉古河商工会議所
- 例会日：毎週金曜日(第5金曜日は無し)
- 会 長：塚田 晴夫(57代)
- 幹 事：阿久津 理
- 会員数：正会員51名
- 発 行：会報・雑誌委員会 鈴木 敏雄 委員長
e-mail: tosuzuki@kogonet.ne.jp
- 公式HP：https://koga-rotary.org/

第2681回例会 2023年2月24日(金)

本日の例会プログラム

- 卓話「私の仕事紹介」
卓話者：福富 浩志 君

次回の例会プログラム 3月3日(金)

- 「月初めのお祝い」
- 卓話「私の仕事紹介」
卓話者：井上 勉 君

第2680回
2023年2月17日

卓話「確定申告について」

司会・進行



坪野 潔
パスト会長

ソング



ソングリーダー
前田 美代子 君

ロータリー情報委員会 間下 保 委員長



本日第5回のゴルフレッスン会を行います。88ゴルフ練習場にお集まりください。3時から自由に打てますので、よろしくお願いいたします。

演奏題目

・四つのテスト

ゲスト紹介

山本隆行税理士事務所 山本 隆行 氏



ニコニコBOX (敬称略)



宮内 則雄
副幹事・会計

委員会報告

出席委員会 小山 仁美 委員長



会員数	51名
出席者数	39名
欠席者数	1名
内欠席免除者数	1名
事前連絡者	10名
出席率	98.00%

【修正出席率】

◎令和4年12月2日
メイクアップ 1名
修正出席率 98%

◎令和4年12月17日
メイクアップ 1名
修正出席率 96%

- 塚田 晴夫 山本隆行さん、卓話楽しみにしています。
岩崎 清 誕生日祝いをいただきます。
関口 哲勇 山本さん、卓話楽しみにしています。
蓮見 公男 山本隆行さん、卓話楽しみにしています。
大和田五郎 山本さん、卓話楽しみにしています。
野澤 豊輔 山本さん、卓話楽しみにしています。
野村 利夫 山本様、卓話よろしくお願いいたします。
野村 久男 山本さん、卓話楽しみにしています。
伏木 利光 山本さん、卓話楽しみにしています。
黒川 輝男 昨日のIMゴルフではお世話になりました。今日は出席する予定でしたが、急用ができ出席できません。前の半端な金額を修正して投入いたします。
森田 一雄 山本隆行さん、卓話楽しみにしています。
遠藤 誠 山本さん、卓話楽しみにしています。
阿久津 理 山本さん、卓話楽しみにしています。
町田 晴彦 結婚祝いをいただきます。誕生日祝いをいただきます。11月から病欠してました。結婚祝い・誕生日祝い、遅くなりましたが、ありがとうございます。
岩田 潤一 山本さん、卓話楽しみにしています。

- 岩崎 聖一 山本隆行様、卓話楽しみにしています。
- 秋葉 和敬 山本さん、卓話楽しみにしています。
- 小野寺信次 結婚祝いをいただきます。
- 田村 武敏 山本様、よろしくお祈りします。
- 熊木 善一 山本隆行先生、卓話楽しみにしています。
IMゴルフ大会に参加された皆様おつかれ様でした。
- 相良 登 山本隆行様、卓話楽しみにしています。
- 五十嵐 順 山本さん、卓話楽しみにしています。
- 立岡 喜一 山本隆行さん、卓話楽しみにしています。
- 小山 仁美 山本さん、卓話楽しみにしています。
- 早川 宏 幹事さん、ご苦労様です。
- 鈴木 敏雄 山本隆行さん、卓話楽しみにしています。
- 福富 浩志 山本さん、卓話楽しみにしています。
- 野村 一成 山本さん、卓話楽しみにしています。
- 塩谷 和宏 山本さん、卓話楽しみにしています。
- 宮内 則雄 山本隆行税理士、卓話楽しみにしています。

	投入件数	合計金額
本日	30件	70,950円
累積	577件	1,580,000円

幹事報告

阿久津 理 幹事



1. 本日の例会は時間短縮で開催です。(弁当をお持ち帰りください。)
2. IM 記念親睦ゴルフ大会が、昨日 2月16日(木)に大利根カントリークラブで開催されました。
3. クラブ会長エレクト研修セミナー(PETS)が、4月8日(土)、9日(日)にテラス ザ ガーデン水戸で開催されます。
出席者: 森田次年度会長
4. 2023-2024年度 地区研修・協議会が、4月23日(日)に水戸プラザホテルで開催されます。
出席者: 森田次年度会長、宮内次年度幹事、各担当委員会次年度委員長
5. 財団寄付領収証ですが、円安の影響と目標額上昇のため、20,000円では目標額に不足してしまい、今年度特別措置としてクラブから5,000円を補填

しております。

6. 会費の納入をお願いいたします。
(原則として銀行振込でお願いいたします。)
- 後期会費: 10万円
口座: 常陽銀行 古河支店
普通口座 1802251
コガロータリークラブ
※振込手数料はご負担願います。

会長の時間

塚田 晴夫 会長



皆さんこんにちは、今日は「すみつかれ」を作ったので、「すみつかれ」について話をします。「すみつかれ」は、正月の残りのサケの頭に、節分でまいった豆の残り、「鬼おろし」と呼ばれる竹製のおろし器で粗くすり下ろした大根と人参、油揚げ、ちくわ、さつま揚げを煮込んで、最後に酒粕を入れて少し煮込んで作ります。

「すみつかれ」の歴史は非常に古く、鎌倉時代に書かれた「宇治拾遺物語(うじしゅういものがたり)」などの説話にも記述されています。その名の由来については諸説あり、作り方の「酢み漬け」から「すみつかれ」と呼ばれたという説や、「下野国(しもつけのくに: 現栃木県)の料理」から「しもつかれ」と呼ばれたという説があります。

「すみつかれ」は初午の日に、よく作られた料理で、初午の日に作った「すみつかれ」を「赤飯」と一緒にお稲荷さんにお供えして、火の用心、家内安全を祈る風習がありました。サケの頭は悪いものを追い払うとされ、節分の豆も魔滅(魔を滅ぼす)を意味することから、縁起物として食べられていました。

独特の風味や見た目から、非常に好みが分かれる郷土料理です。私も子どもの頃は、見た目でもダメでしたが、今ではこの時期に欠かせない食べ物です。皆さんも機会があったら召し上がってください。

以上で会長の時間とします。



卓 話



卓 話
「インボイス制度について」

卓話者
山本隆行税理士事務所
山本 隆行 氏

インボイス制度概要 (消費税の計算の仕方) 国税庁HPより

疑問1 仕入税額控除ってなに?

納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額} - \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$
 (売上税額) (仕入税額)

もし安く計算が仕入税額控除 → インボイスの保存 → インボイスがなければ仕入税額控除できない!

あいてるみ取りの流れ (イメージ)

仕入先 (材料業者) 7,700円 (消費税額1,700円) → 当社 (製造業者) 11,000円 (消費税額2,100円) → 売先 (小売業者) 14,300円 (消費税額3,300円)

はじめに

「改正労働基準法」 (令和5年4月1日~)
 ・月60時間超の残業割増賃金
 ・デジタルマネーの解禁

「相続土地国庫帰属制度」 (令和5年4月27日~)
 ・相続等で取得した土地を国へ

「インボイス制度」 (令和5年10月1日~)

「改正電子帳簿保存法」 (令和6年1月1日~)

「相続人申告登記」 (令和6年4月1日~)
 ・相続により不動産を取得した場合には3年以内に (10万円以下の過料)

インボイス制度概要 (売手としての準備)

1) インボイス発行事業者への登録 (原則令和5年3月31日まで)
 2) インボイスの記載事項の確認

請求書内容 (イメージ)

11/1 牛肉 5,400円
 11/2 小栗 2,700円
 11/30 ビール 8,600円
 精製珈琲豆 合計 87,200円
 5年産梅干 2,200円
 18号米 40,000円 消費税 4,000円
 18号米 40,000円 消費税 3,200円

① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
 ② 取引年月日
 ③ 取引内容 (細目別の中品目品目である旨)
 ④ 税率ごとに区分して合計した税額の額 (税率または税率および適用税率)
 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額 (税率別は1請求書当たり、税率ごとに1回)
 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

はじめに

「雑所得 (業務に係る雑所得)」 (令和4年分所得税より)

〔参考〕事業所得と業務に係る雑所得等の区分 (イメージ)

収入金額	記録・帳簿書類の保存あり	記録・帳簿書類の保存なし
300万円超	雑所得	雑所得
300万円以下	雑所得	業務に係る雑所得

〔注〕次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。
 ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
 ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

インボイス制度概要 (消費税の計算の仕方) 国税庁HPより

疑問2 当社が登録しないとどうなるんだろう...

登録をしないと、売上先 (B社) にインボイスを交付できない。そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ仕入税額控除ができないということは一...

当社 (売手) がインボイスを交付した場合と比べ、売上先 (買手) の納付税額が大きく計算されます!

1,300円 - 0円 = 1,300円
 売上税額 仕入税額 納付税額

はじめに

「雑所得 (業務に係る雑所得)」 (令和4年分所得税)

副業を「事業所得」で申告するメリット

① 損益通算 (副業で赤字が出た場合、他の所得から控除)
 ② 青色申告による種々の特典
 ・青色申告特別控除
 ・家族への給与を必要経費へ
 ・損失の繰越控除と繰戻し還付 ...

インボイス制度概要 (買手としての準備)

1) 請求書等の保存・管理
 2) 仕入先のインボイス発行事業者 (登録状況) の確認

① 公共交通機関による旅客の運送 (3万円未満)
 ② 入場券等が使用の際に回収されるもの
 ③ 古物業者による古物の購入
 ④ 買戻による貨物の購入
 ⑤ 宅地建物取引業者による建物の購入
 ⑥ 再生資源および再生部品の購入 (購入者の棚卸資産に該当するものに限る)
 ⑦ 自動販売機および自動サービス機からの商品・サービスの購入 (3万円未満)
 ⑧ 郵便切手類を対価とする郵便・貨物サービス (郵便ポストに投函されたものに限る)
 ⑨ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、日当および通勤手当等



参考
(国土交通省HPより)

心身の健康維持の負担軽減を図る下請法改正案の概要

【事例1】「税制優待（1万円）」で実施された。
 ○ 取引終了後、インボイス発行義務が発生してはいたが、請求段階で把握したため、下請事業者は発注者である上請事業者から発注停止を申し渡された。発注者側は、発注者側が1万円以上の一部又は全部を負担して対応することとした。

【事例2】「税制優待（1万円）」で実施された。
 ○ 取引終了後、インボイス発行義務が発生してはいたが、請求段階で把握したため、下請事業者は発注者である上請事業者から発注停止を申し渡された。発注者側は、発注者側が1万円以上の一部又は全部を負担して対応することとした。

【事例3】「税制優待（1万円）」で実施された。
 ○ 取引終了後、インボイス発行義務が発生してはいたが、請求段階で把握したため、下請事業者は発注者である上請事業者から発注停止を申し渡された。発注者側は、発注者側が1万円以上の一部又は全部を負担して対応することとした。

【事例4】「税制優待（1万円）」で実施された。
 ○ 取引終了後、インボイス発行義務が発生してはいたが、請求段階で把握したため、下請事業者は発注者である上請事業者から発注停止を申し渡された。発注者側は、発注者側が1万円以上の一部又は全部を負担して対応することとした。

＜それ、下請法違反です！＞
 ※注者（下請）が下請事業者に対して、発注者であることを理由に、消費税納税額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」によって問題になります。

変更点 (税制改正大綱)

【中小事業者等に対する事務負担の軽減措置 (案)】

○ 基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも**帳簿のみ**で仕入税額控除を可能とする。

※帳簿への記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れにかかる資産又は役務の内容及び経過措置の適用の有無
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

参考
(国土交通省HPより)

心身の健康維持の負担軽減を図る下請法改正案の概要

【事例1】「税制優待（1万円）」で実施された。
 ○ 取引終了後、インボイス発行義務が発生してはいたが、請求段階で把握したため、下請事業者は発注者である上請事業者から発注停止を申し渡された。発注者側は、発注者側が1万円以上の一部又は全部を負担して対応することとした。

【事例2】「税制優待（1万円）」で実施された。
 ○ 取引終了後、インボイス発行義務が発生してはいたが、請求段階で把握したため、下請事業者は発注者である上請事業者から発注停止を申し渡された。発注者側は、発注者側が1万円以上の一部又は全部を負担して対応することとした。

【事例3】「税制優待（1万円）」で実施された。
 ○ 取引終了後、インボイス発行義務が発生してはいたが、請求段階で把握したため、下請事業者は発注者である上請事業者から発注停止を申し渡された。発注者側は、発注者側が1万円以上の一部又は全部を負担して対応することとした。

【事例4】「税制優待（1万円）」で実施された。
 ○ 取引終了後、インボイス発行義務が発生してはいたが、請求段階で把握したため、下請事業者は発注者である上請事業者から発注停止を申し渡された。発注者側は、発注者側が1万円以上の一部又は全部を負担して対応することとした。

＜それ、下請法違反となるおそれがあります！＞
 ※請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、発注者であることを理由に行使された事理からの交渉に応じず、一方的に発注と取引の事実を隠して発注する行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「買いたたき」によって問題になります。

変更点 (税制改正大綱)

【少額な返還インボイスの交付義務の見直し (案)】

○ 事業者の実務に配慮して事務軽減を負担する観点から、少額な値引き等（1万円未満）については、返還インボイスの交付を不要とする。

例) 得意先が振込手数料相当額を差し引いて振り込んだ場合

仕訳 1	(預金) 890 (支払手数料) 110	/	(売上) 1,000	
				→インボイス交付 必要
仕訳 2	(預金) 890 (売上値引) 110	/	(売上) 1,000	
				→インボイス交付 不要

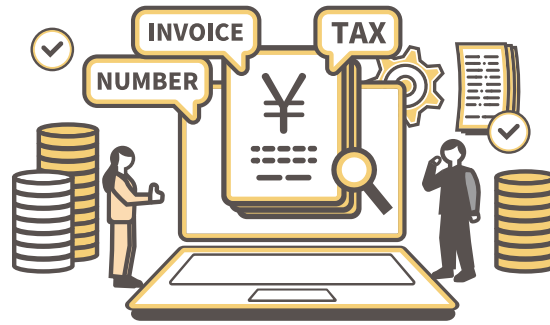
変更点 (税制改正大綱)

【小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置 (案)】

○ 免税事業者が課税事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする**。

○ これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減されることとなる**。

※ 基準期間（前々年、前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下である者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする（令和5年10月1日施行）。



変更点 (税制改正大綱)

【小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置 (案) イメージ】

売上 700万円 (消費税 70万円)	-	本則課税 仕入 150万円 (消費税 15万円)	=	納税額 70-15=55万円
	-	簡易課税(第6種) 消費税 28万円 ※70万円×40%	=	納税額 70-28=42万円
【案】 70万円×20% = 納税額 14万円				



第5回 ゴルフレッスン会

2月17日(金)に第5回のゴルフレッスン会が開催されました。



第4分区 IM記念親睦ゴルフ大会(IMゴルフ)

2月16日(木)に大利根カントリークラブにて、IMを記念して親睦ゴルフ大会が開催されました。古河ロータリークラブからは、塚田会長を始めとした8名の皆さんが参加されました。お疲れ様でした！



優勝	石川 栄 君	境RC
準優勝	須田 純一 君	古河東RC
3位	下村 正 君	つくば学園RC
4位	篠原 純一 君	境RC
	野本 充敏 君	古河中央RC
6位	赤荻 秀康 君	つくば学園RC
7位	黒川 輝男 君	
8位	小倉 郁雄 君	古河東RC
9位	浜野 雅之 君	
10位	土田 次郎 君	古河中央RC

ロータリー情報 Vol.20

ロータリー情報委員会 間下 保 委員長

「ゴング点鐘」

古河ロータリークラブの例会は、点鐘で始まり、点鐘で終わります。外国のロータリークラブでも同様に、例会で点鐘するクラブは少なくありません。外国では例会前に食事をするクラブが多く、食事が終わり、例会を始める切替えの合図として鐘を鳴らすそうです。いずれにしてもケジメをつけるという意味で、例会では点鐘、または類似の儀式が行われているようです。日本では、1920年頃、東京クラブの例会で点鐘が行われていて、それを他のクラブが真似ていったのではないかとされています。学校での、授業の開始・終了時間は鐘を鳴らして知らせていましたし、開始・終了のケジメをつけるという意味での点鐘は、私たちの習慣に合っているようです。

ご意見、ご指摘は間下までお願いします。